平成２３年（フ）第１０４号
神戸市西区高雄台11番１―203号
債務者　高畑　健治
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
兵庫県明石市大久保町大窪2612番地の10
債務者　足立　嘉彦
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
兵庫県明石市太寺１丁目７番18号　高卯マンション501号
債務者　森　砂由利
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
兵庫県明石市二見町東二見639番地の２　安井ハイツＡ棟201号、旧住所兵庫県明石市藤が丘２丁目17番11号　シャトラン藤江205号
債務者　有田麻衣子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
神戸市西区美賀多台２丁目20番地の20
債務者　安堂由起子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
兵庫県たつの市揖西町小犬丸700番地１
債務者　柳田　尚里（旧姓大岡）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１３号
山口県熊毛郡田布施町大字波野324番地１
債務者　大來　明美（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４１１号
埼玉県川口市芝中田２丁目８番28号　志陽ハイツ301号、旧住所埼玉県川口市芝塚原１丁目４番20―503号　メゾン須賀
債務者　須賀ロサリンダ
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
富山市稲荷元町１丁目２番12―201号　プルメリア
債務者　坂井　　潤
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９号
岐阜県大垣市内原１丁目282番地８　タウンハウス内原12号室
債務者　長谷　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
北九州市小倉南区朽網西４丁目19番１―402号
債務者　村田　一信
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５４号
北九州市小倉南区朽網西４丁目19番１―402号
債務者　村田タミ子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０４号
北九州市小倉南区守恒２丁目７番９号
債務者　足立　節子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４６号
北九州市若松区東二島３丁目16番56号
債務者　福元真由美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１９号
大分市西大道２丁目２番61号
債務者　蕨迫　真弓（旧姓北井）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１３７号
大分市岩田町４丁目２番１A10―287号
債務者　長野　　司
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６号
大分県速見郡日出町大字大神5290番地２
債務者　北野　信行
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係